

池田 節雄 教授 略歴および主要著作目録

略 歴

- 昭和18年3月 出生
- 37年4月 東京大学文科一類入学
- 41年3月 東京大学法学部卒業
- 4月～ 52年1月まで大手民間企業
- 54年10月 司法試験合格
- 55年4月 最高裁判所司法研修所入所（昭和57年3月修了）
- 57年4月 第一東京弁護士会に弁護士登録（東京赤坂で開業）
- 平成7年10月 千葉県弁護士会に弁護士登録（従来どおり池田法律事務所開業）（現在に至る）
- 15年4月 白鷗女子短期大学経営科教授（法学・民法・日本の憲法担当）（平成16年3月まで）
- 白鷗大学経営学部兼任講師（民法担当）（平成16年3月まで）
- 8月 教員組織審査の判定（白鷗大学法科大学院、平成15年8月、教授、エクスターンシップ（民事）・紛争解決技法・法文書作成・外国法3（ヨーロッパ経済法）、P）
- 16年4月 白鷗大学法科大学院法務研究科教授（外国法II等担当）
- 白鷗大学法学部兼担教授（契約法・物権法担当）（平成17年3月まで）
- 18年4月 白鷗大学法学部兼担教授（国際経済法担当）

主要著作目録

著書

平成元年 『ECアンチ・ダンピング法』日本貿易振興会

著者の実務経験を踏まえて、理論と実践について、体系的にまとめたもの。複雑なダンピングの計算に乗じて、担当官は無理を押しつける傾向にあり、それにどう対応すべきか教示している。

10年 『新版EUアンチ・ダンピング法』日本貿易振興会

WTO（世界貿易機関）の成立に伴いルールが改定されたので、前記著書を書き直したもの。頁数も増やして、さらに内容を充実させている。

12年3月 『EU入門』有斐閣 共著

EUを政治、経済、法律などの多様な角度から紹介する入門書。筆者は通商法を担当して、ダンピング、相殺関税、セーフガード、通商対抗措置を解説した。EUの全体を理解するには、十分役立つはずである。

編著：島野卓爾、岡村 堯、田中俊郎

14年2月 『国際弁護士』平凡社新書

著者のこれまでのEUでの経験に加えて、アメリカ、アジアでの体験をも語ったもの。将来とも世界との交渉が増加し、弁護士の活躍する機会は多くなる。実力を鍛えて若い次の世代が育つ参考になればと思いつつ、書き上げた。

17年8月 『実務経済講義』民事法研究会 共著

EC競争法の章を担当 編著：川越憲治

21年10月 『EU独占禁止法－その実務と対応策』ジェトロ

EU独占禁止法の実体法・手続法・対応策を実例を示して解説した。

学術論文

昭和61年 5月 「ECアンチ・ダンピング法の実務」『国際商事法務』
Vol.14 No.5 339～344頁

著者の体験により、担当官の裁量権限が大きいことを指摘したもの。このため、実務では、担当官を説得する粘り強い交渉能力が必要であると説く。

62年 9月 「ECアンチ・ダンピング部品課税の実務的分析」『国際商事法務』Vol.15 No.9 669～671頁

いわゆるスクリー・ドライバー式に、ECに部品を持ち込み組み立てる方式に無理やり課税することになった。投資を受け入れた当事国の応援を経て、和解(アンダーテイキング)による解決が望ましいとする。

63年 「ECアンチ・ダンピング手続きの現代的課題」『ECの通商政策と通商法』日本EC学会年報』第8号

日本EC学会での報告をまとめたもの。不明な規則、担当官の強い裁量権、秘密主義、部品課税の問題点を指摘して、被提訴者である日本企業は、法律的な主張と共に、政治的な対応をせざるを得ないと説く。

「ECアンチ・ダンピング手続きの諸問題」『上智大学EC研究会年報』第3号

手続きに協力しながら、交渉を有利に導く必要がある。人工的に計算する構成価格はさげなくてはならないと説く。

3月 「ECアンチ・ダンピング手続きの新局面」『国際商事法務』Vol.16 No.3 211～213頁

日本製VTRのケースで、選択的に2社を調査の対象にした点の問題点を論じたもの。著者はそのうちの1社を代理していた。差別的な課税措置に対しては、EC裁判所へ提訴できるとする。

12月 「ECアンチ・ダンピング手続きの新規則の問題点」『国際商事法務』Vol.16 No.12 1039～1043頁

構成価格の計算方法の改定及び追加ダンピング防止税の導入につき問題点を指摘している。この追加課税は、実際に、日本のケースに適用された。

平成3年11月 「アンチ・ダンピング法におけるECと米国の実務的比較」『国際商事法務』Vol.19 No.11 1391～1394頁

ECとの大きな違いは、第三国向け価格を構成価格に代えて用いること及び損害の除去を考慮せずダンピング・マージンどおりに課税率を決定することである。さらに、コンピュータを米国は多用する。

4年 「企業のグローバル化への関門としてのEC合併規則」
『産業研究所『最近の競争政策をめぐる諸問題について』』

EC委員会が合併を阻止した最初のケースにつき解説したもの。ターボプロペラ航空機の製造会社であるデハビランド社とエアロパスシアル社の子会社の合併につき、合併により、ECで65%、世界で50%のシェアとなるのが合併防止の理由である。しかし、社会的背景への考慮が不十分であると指摘。

5年 「合併審査基準の問題点」『産業研究所『最近の競争政策
をめぐる諸問題について』』

日本の独占禁止法による合併審査案件の基準が低すぎて、審査の必要のない案件まで選別している。現在のガイドラインを見直して、効率的な行政活動をすべきであると説く。

6年12月 「EC合併規則の最近の一傾向」『国際商事法務』Vol.22
No.12 1383～1385頁

イタリアのガラス・メーカーの合併契約につき、カルテルの心配もあるとしながらも、EC委員会が承認したケースを評釈したもの。

19年11月 「EU通商障壁対抗措置(TBR)の展開」
『国際商事法務』Vol.35 No.11 1485～1494頁

12月 『国際商事法務』Vol.35 No.12 1651～1658頁

余り知られていないTBRを解説した。

平成21年 「EUアンチダンピング手続からみたEUカルテル事件の
実務」『国際商事法務』Vol.37 No.4 433～438頁

二つの手続きを比較したユニークな解説。

1月 「EU通商法（アンチダンピング法）の実務体験」『法の
支配』152号 31～41頁

これまで通商法の体験を具体的に語ったもの。

22年10月 「フランス法諺に見る民法の原理」『白鷗大学法科大学
院紀要』第4号 145～162頁

ローマ法以来の法諺に具体的内容を取り入れて解説した。

23年10月 『『評伝ピカソ—未知の画集への果てなき旅』の刊行に
際しての著作権問題に対する奮戦記』『白鷗大学法科大学
院紀要』第5号

評伝ピカソを書いたときの裏話。

11月 「EU競争法と垂直販売契約の整合」『国際商事法務』
Vol.39 No.11

EU競争法と垂直販売契約の分析。

24年11月 「弁護士30余年の回想 二刀流の道」『白鷗大学法科大学
院紀要』第6号

25年3月 「EU司法裁判所」日本弁護士連合会の『自由と正義』
2013年3月号

EU司法裁判所について、日本の弁護士向けに解説した。

その他

昭和61年6月 〔翻訳〕J. H. J. ブルジョア及びP. ローラン著「EC新対抗
措置について～通商の障害を除去するために」

『国際商事法務』Vol.14 No.6 413～420頁

昭和61年7月 『国際商事法務』Vol.14 No.7 501～506頁

アメリカの通商法第301条に相当するECの新規則で、不公正な通商措置に介入してそれを除去しようとするもの。著者らはいずれもEC委員会の高官で、いわば立法者側の解説であるので、参考になる資料であった。

62年6月 [翻訳] J. H. J. プルジョア著「ECアンチ・ダンピング法の現代的課題」

『国際商事法務』Vol.15 No.6 387～394頁

7月 『国際商事法務』Vol.15 No.7 511～521頁

ダンピング担当課長の理論的な見解を述べて、選択的提訴や自動失効条項、インプット・ダンピング等に言及している。

58年 [訳書] バンサドン著『女性の権利』白水社クセジュ文庫

女性の権利を古代から社会的背景の下に、フランスの弁護士が、書き上げたもの。古来、女性は男性の競争相手であり、それもあり女性の権利が制限されたという。サリカ法典等にも言及している。著者が、日本の状況について書きたした。

平成17年10月 [著書] 『タヒチー謎の楽園の歴史と文化』彩流社

南太平洋のフランスの海外圏であるタヒチの古代から今日までの歴史と文化について書いた。

22年9月 [著書] 『評伝ピカソ—未知の画集への果てなき旅』彩流社

世に知られていないピカソの絵画を軸にしてピカソの伝記をまとめた。